

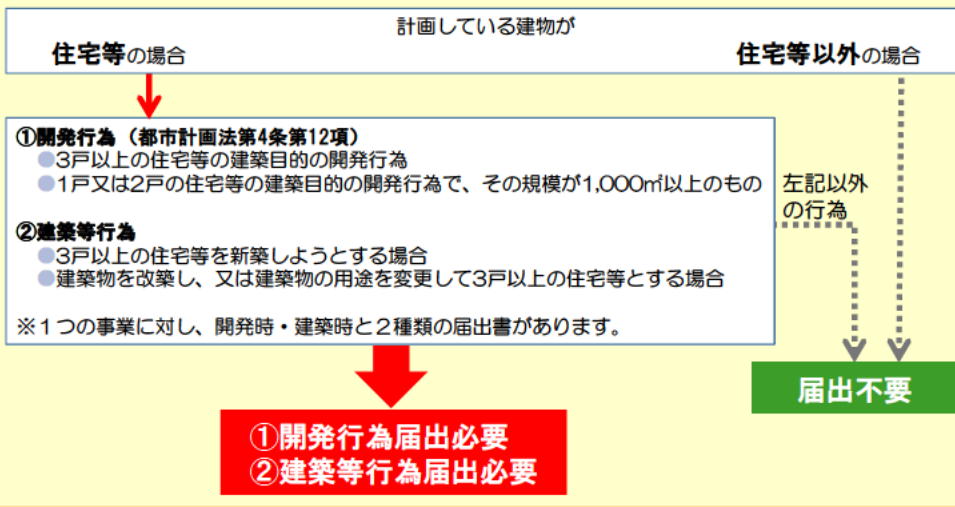
## ② 居住誘導区域における届出について

(都市機能誘導区域における届出の有無については、別途確認が必要です。都市機能誘導区域における届出は、p.2,3をご確認ください。)

松戸市立地適正化計画において定められた居住誘導区域外で一定の行為を行う場合は、その行為に着手する日の**30日前まで**に届出が必要になります。 ※開発許可・建築確認等の申請前に届出書の提出をお願いします。

### 居住誘導区域に係る届出フローチャート

#### 居住誘導区域外の場合



#### 居住誘導区域内の場合

届出不要

※ 都市機能誘導区域における届出の有無については、別途確認が必要です。

急傾斜地崩壊危険区域内・土砂災害特別警戒区域内は居住誘導区域外となり、上記の居住誘導区域外のフローチャートのとおりとなります。位置については、千葉県東葛飾土木事務所にてご確認ください。

#### 【開発行為】

例1) 3戸以上の開発行為

届出必要



例2) 1,300㎡ 1戸の開発行為

届出必要



例3) 800㎡ 2戸の開発行為

届出不要



#### 【建築等行為】

例4) 3戸以上の建築行為

届出必要



例5) 1戸の建築行為

届出不要



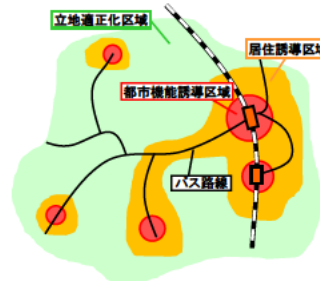
# 松戸市立地適正化計画に係る届出について

R3.4.1

## 立地適正化計画について

### 立地適正化計画とは？

- 立地適正化計画は、全国的な人口減少や高齢化に対応したまちづくりを進めるべく、都市再生特別措置法が改正され、平成26年に制度化されたものです。
- 本計画により、商業・医療・福祉などの民間施設を含めた各種生活サービス機能や住居等を計画的に誘導するとともに、公共交通の充実により、生活サービス機能へアクセスしやすい環境を整えることで、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指すものです。



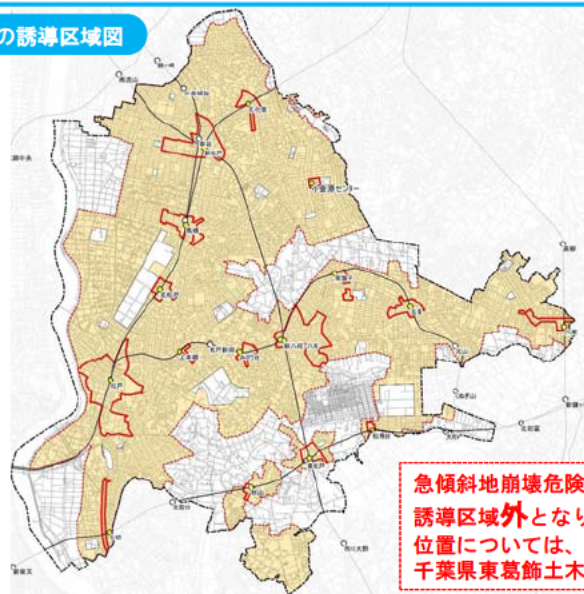
### 都市機能誘導区域

商業・医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・維持し、各種サービスの効率的な提供を図る区域

### 居住誘導区域

一定エリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域

### 松戸市の誘導区域図



### 凡例

- 行政区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域外となります。位置については、当該地図に記載されておりません。千葉県東葛飾土木事務所にてご確認ください。

### 立地適正化計画における届出について

誘導区域外での誘導施設の整備や住宅開発等の動きを把握するため、都市再生特別措置法の規定により、下記の届出が義務付けられています。

- ① 都市機能誘導区域における届出
- ② 居住誘導区域における届出

※ 1つの土地に対し、「都市機能誘導区域における届出」と「居住誘導区域における届出」を確認する必要があります。次ページより、両方の区域における届出をご確認ください。

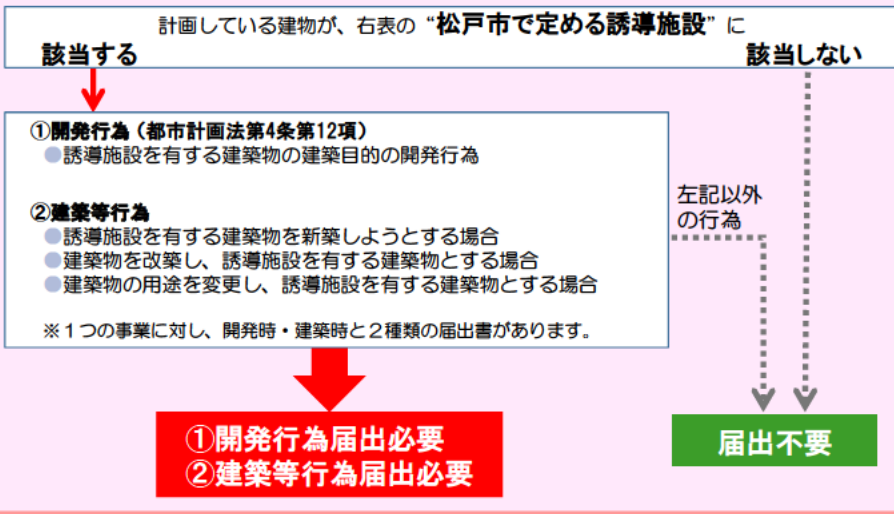
# ①都市機能誘導区域における届出について

(居住誘導区域における届出の有無については、別途確認が必要です。居住誘導区域における届出は、p4をご確認ください。)

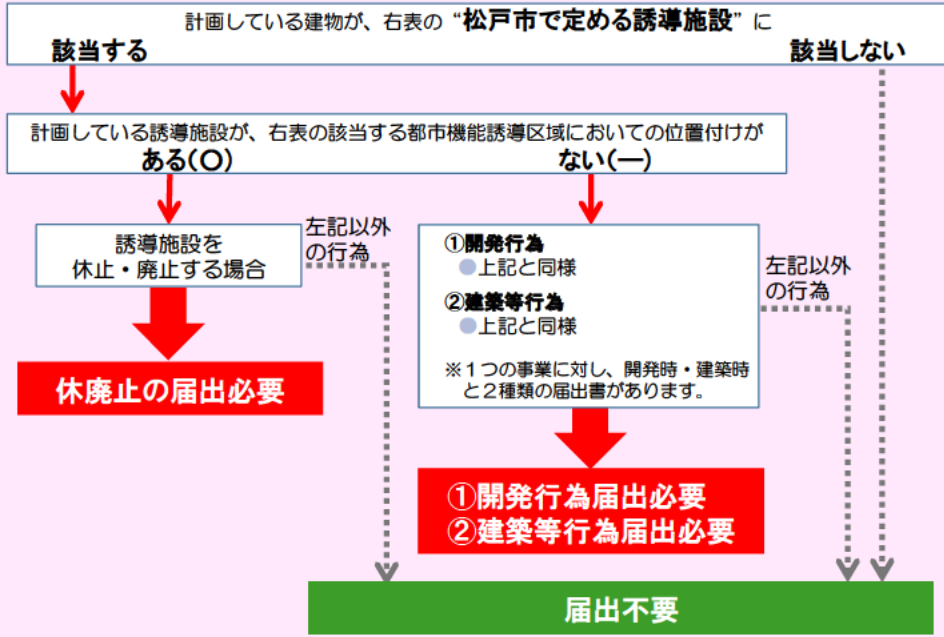
松戸市立地適正化計画において定められた都市機能誘導区域<sup>内・外</sup>で一定の行為を行う場合は、その行為に着手する日の**30日前まで**に届出が必要になります。 ※開発許可・建築確認等の申請前に届出書の提出をお願いします。

## 都市機能誘導区域に係る届出フローチャート

### 都市機能誘導区域外の場合



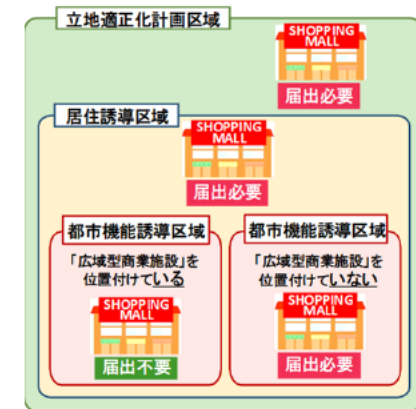
### 都市機能誘導区域内の場合



■各都市機能誘導区域に位置付ける誘導施設一覧

松戸市で定める誘導施設	各都市機能誘導区域															
	松戸駅周辺	新松戸駅周辺	新八柱・八柱駅周辺	東松戸駅周辺	北松戸駅周辺	馬橋駅周辺	北小金駅周辺	上本郷駅周辺	みのり台駅周辺	常盤平駅周辺	五香駅周辺	矢切駅周辺	秋山駅周辺	松飛台駅周辺	六実駅周辺	小金原センター周辺
行政																
市役所(本庁舎)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市役所(支所)	—	○	—	○	—	○	○	—	—	○	—	○	—	—	○	○
行政サービスセンター	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高齢者・障がい者向け相談センター	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
児童館機能施設	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小規模保育事業施設(駅前 駅前保育所のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
病児・病後児保育室	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広域型商業施設(店舗面積 10,000㎡以上)	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型商業施設(店舗面積 1,000㎡以上10,000㎡未満)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コンベンションホール(ホテル併設含む)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融																
銀行等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
図書館(本館)	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
図書館(地域館)	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市民会館	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歴史資料館・美術関連施設	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大学	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・文化																

【例：広域型商業施設を建築等する場合】



【例：広域型商業施設を休止・廃止する場合】

